

# 旧飯塚家古文書目録

島田市

## 本目録に収録する旧飯塚家文書について

本目録に掲載される旧飯塚家文書は、初倉・船木在住で、元市史編さん委員会協力員（船木地区）の太田 武氏の寄贈によるものである。

平成 15 年 10 月 29 日に帳面類 8 冊（縦帳 7、横帳 1）を、次いで翌年平成 16 年 1 月 15 日、一紙文書（書状・村札等）12 点の寄贈を受けた。とりわけ帳面類（縦帳）は読み応えのあるものばかりである。

中でも No. 4「願書并御用所書付写」は、表題の年号は不明であるが内容は文政 2 年から文久 2 年までの北河原新田の村の出来事が紙数 99 枚にわたって綴じられており、複数年の「御用留」の内容を見るようである。

助郷問題に関して云えば、幕末期、大井川西側沿いの村々が課せられた苦渋の様子を No. 7, 8, 9 の縦帳で読み取ることができる。

No. 14 は「乍恐以書付奉願上候」（明治 5 年）では、寛政の改革以来制度化された「困米の制」すなわち備荒貯蓄の実態が、大井川による出水被害との関りをもって展開される。

No. 15 は北河原新田村の浄土宗、貞照院の境内絵図である。明治 4 年、維新政府の要請により村から役場に提出されたものであるが、これにより江戸後期の貞照院の様子を伺い知ることができる。

## 地区番号：6 地区名：初倉（中河）・旧飯塚家古文書目録

分類；A-3 支配一治安

No. 1

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦（ ）・干支	標 題	○差出人（住所・役名・名前） ●受取人（住所・役名・名前）	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1	A 3	文政12年7月22日 (1829年)・丑	御吟味口覚帳并二扱人か け合覚	○なし ●なし	1「7月22日御吟味」として「34人の惣代御吟味、村役よりた のまぬと申上げ候」「右34人の御年貢割付所持仕候、これに よって御尋御座なく候」2「その方共済口不承知のヵ条いろい ろ申上げよと、仰せ渡された」として人名等、箇条書にして記 載している。吟味の内容が正確に把握できないが、村役人と村 百姓間の対立による調べか。	虫喰い、紙 の破損あり	原本	横 帳	1		78

### C-1 貢租一年貢

2	C 1	明治2年9月 (1869年)・巳	(去る辰御年貢米改め)	○島田最寄支配所 遠州榛原郡北河原 新田・嘉吉・純次郎・三右衛門 ●なし	次のような記載がある。「去辰御年貢米4斗入 右の通り改相 違御座なく候、以上」		原本	状	1		78
---	--------	---------------------	-------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------	--	----	---	---	--	----

### D-2 村制・戸口一村政

3	D 2	天保8年 (1837年)・酉	大井川西側村々請證文 (扣書)	○なし ●なし	大井川通の村々、定式御普請の作業にあたり、費用は正確に使 い、検分役人逗留中のその扱い方についても一汁一菜とし、そ れ以上のもてなしはしないこと等、公儀から通達されたこの趣 旨を厳守することを誓った請状。	天保8年正月 の請状の外に 天保9年2月 の請状も綴込 んでいる。	原本	縦 帳	1		78
4	D 2	なし	願書并御用書付写 北河原新田 飯塚義昌	○略 ●略	・名主役見習い、これはしばらく中絶していた組頭を立てるこ と、・早稲・中稲・晩稲の植付の日々の届出、・天保年間の公 儀の改革に付き、村々の心得、・水防普請に対する村人の扱い を決めた議定書載せるが、その中でも大井川満水で欠所が頻 繁に生じ、これへの御普請願が多い。その中で川除普請が村請 でなく、江戸表遠州屋文左衛門の請負となったことがあり、安 値で請負ってはいるが、不足した費用は村が補った。それを村 請に戻すように願い出た文書が2～3通あり、目立った。	文政年間か ら文久2年 までのもの を載せる。 天保年間の ものももっ とも多い。 紙数99枚	原本	縦 帳	1		78

### F-2 商業一金融

5	F 2	なし（江戸期）	(銭交換札～村札)	○なし ●なし	「午三月限 86番 400文 邑限」。右の一例に見る様に 記された札。人足等に貨銭かわりに手渡し、後に日を限って銭 と交換させるものか。	タテ12cm ×ヨコ3.5 cm	原本	札	7		78
6	F 2	(江戸時代)	村札	○なし ●なし	7枚の内5枚は「43番 200文」「52番 800文預 り」「81番800文預ル」「以上9月10日限り」「午3月 限り400文 邑限」とある。その他2枚。	原本は博物 館	写し	札	7		78

### G-2 交通・通信一助郷

7	G 2	慶応元年10月 (1865年)・丑	乍恐以書付奉歎願候 (写)	○伊奈半左衛門之代官所 八幡嶋新田、 大日村、北河原新田、同代官所鍋嶋頼之 助知行所：川尻村、大柳新田 太田総次 郎領分：高嶋村、上河原新田 右7ヶ村 小前役人惣代川尻村名主：惣兵衛、北河 原新田・新兵衛 ●御普請御掛リ 御役人中様	川尻村外6ヶ村は、今度金谷宿定助郷村より差村され、余荷助 郷を仰せつかった。世中柄尤なことだが、当7ヶ村は大井川付 の村々で、この川の出水に悩まされ、その水防普請で手一杯で ある。どうかこの助郷は免除されたい、という歎願書。		原本	縦 帳	1		78
---	--------	----------------------	------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----	--------	---	--	----

分類；G-2 交通・通信一助郷

No. 2

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦 ( ) ・干支	標 題	○差出人 (住所・役名・名前) ●受取人 (住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
8	G 2	(慶応元年) (1865年) ・ 丑	願書下書	○支配 領主 右村々7ヶ村 (八幡嶋新田、大日村、北河原新田、川尻村、大柳新田、上河原新田、高嶋村) 小前 役人 惣代：新兵衛、惣兵衛 ●道中御奉行所、嶋田・紺屋町御役所	7ヶ村は助郷役を命ぜられた。高嶋村は藤枝宿と金谷宿、その他の6ヶ村は金谷宿の助郷役を当丑5月より「当分助郷」を務めよということ。そこで7ヶ村は大井川付の村々で、度々出水し、川除普請の絶えないこと、とりわけ文政11年は古来まれなる洪水があったこと、更に安政元年の未曾有の大地震、又、万延元年の大井川満水等、村落難渋の実態をあげて、助郷免除を願出ている。	下書 紙数12枚	原 本	縦 帳	1		78
9	G 2	なし (江戸末期)	なし (助郷免除歎願願)	○なし ●なし	八幡新田、北河原新田、上河原新田、大柳新田の4カ村がそれぞれ村高、百姓家数をあげながら村の災難 (文政子年の水害、安政7年の大地震、文久2年の大井川大水) 等を挙げて、極難の村々であることを強調し、助郷役免除を歎願している。		原 本	縦 帳	1		78

H-1 水利・土木一水利

10	H 1	なし	(筏流しの票札)	○金谷会所 ●なし	一例「24日、木筏 壱 金谷会所 大柳村行」と記載あり。これは金谷から大柳新田まで大井川下りを示す札か。外に北河原新田行の札があり。	ヨコ4.2cm ×タテ13cm の札。	原 本	状	4		78
----	--------	----	----------	--------------	--------------------------------------------------------------------	---------------------------	--------	---	---	--	----

H-2 水利・土木一土木

11	H 2	天保6年2月 (1835年) ・ 未	御手形の写 西河通村々	○名主：忠蔵、与頭：平七・孫次郎 百姓代：嘉七 ●平岡熊太郎様御役所	大井川八幡新田地内にて当未年秋急場川除御普請となるが、その入用諸色代、人足賃銭米の内、内借の分、書面の通り請け取った、という金子請取状 (下書)。また別に同普請のための大工・人足賃永の請取下書も綴じてある。		原 本	縦 帳	1		78
12	H 2	略	(送り札)	○略 ●略	1つは24日金谷方所より大柳村行で木筏1艘。もう1つは金谷会所から北河原村行のもので木筏1艘、とある。	原本は博物 館	写 し	札	2		78
13	H 2	なし	(送り札)	○金谷方会所 ●北川原村	・竹1艘 西12月25日 ・竹1 正月29日、の2枚。	原本は博物 館	写 し	札	2		78

I-1 災害・救恤一災害

14	I 1	(明治5年) 8月 (1872年) ・ 壬申	乍恐以書付奉願上候	○榛原郡北河原新田百姓代：杉本惣吉、 同田原嘉吉、組頭：飯塚純次郎、名主： 田代三右衛門 ●浜松県御出張所 御庁	寛政年間より始まった囲い米の制、その村囲貯穀の有無に付き取り調べがあり、次のように回答する。去る午年まで米4石7斗余り、粃8石4斗余り、麦2石、稗18石の貯への筈。しかし積替もせずに来たので鼠喰、虫付きにて痛んでしまった。一方川尻村にて別囲にしてあった稗穀は、万延年中の大井川満水にて田畑亡所、潰家数家、その後累年の違作、大井川御普請による出費でままたならず、貯穀のこと寛容に願いたい。		原 本	縦 帳	1		78
----	--------	---------------------------	-----------	-------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------	--------	---	--	----

M 絵図

15	M	明治4年6月 (1871年) ・ 辛未	遠州榛原郡北河原新田 貞照院境内	○なし ●なし	貞照院境内を描き、役所へ提出したもの。これには次の様なものが描かれている。 田3筆、寺 (5間×5間半)、地藏堂 (4尺5寸四方)、 観音堂 (2間半×2間)、外に墓所、借地3筆、境内 (25間×51間)、総坪数1419坪 内、境内地481坪、 田地431坪、墓地507坪		原 本	絵 図	1		78
----	---	------------------------	---------------------	------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------	--------	---	--	----

## 近代の部

分類；Ⅱ－8 経済・産業－金融

No. 3

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦 ( ) ・干支	標 題	○差出人 (住所・役名・名前) ●受取人 (住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
16	Ⅱ 8	8月25日	書状 (金子返済の催促状)	○谷口原貸附所 尚美館印 ●大日村、八木勘五郎 飯塚純次郎	I 氏に貸付けた金子の返済日が来たので度々返済を催促したが、返済せず、当人が家出してしまった。親類の者が返済金の延引を申し出てきたが、このままでは埒があかないので出訴するつもり。契約ごとなのでそのつもりでいてもらいたい。		原 本	状	1		78

V－4 その他一日記・書簡

17	V 4	(明治) 2月27日	書状	○飯塚純一郎 ●八木勘五郎	秋野氏の作米のこと、実に困りものであるが、貴方のいう通り協議費の割付として差出したからにはそれでよしとするのもいたしかたがない。外に八木氏と東一郎の出張のことが書いてある。		原 本	状	1		78
18	V 4	4月29日	書状	○森平利一郎 ●飯塚純次郎	御家の囲木の松を売却したいとのこと。このこと心がけていたところ、本日大幡村に買取り希望の者が出て来た。貴君の都合にて値段も決め売却されたらどうか。		原 本	状	1		78
19	V 4	6月25日	書状	○西河原 飯塚 ●東一郎	伊達方金利足の件、未だ先方は差出さず不都合の至り。先方より来る飛脚賃金や貴君への使の賃金も小生が支払っている仕末なので、1日も早く片付けてもらいたい。でなければ先般差出しておいた金30円を返却願いたい。		原 本	状	1		78

V－6 その他一雑

20	V 6	(明治21年) 2月26日 (1888年)	欠	○中河村 飯塚純次郎・森平利一郎 ●大幡村御役場 八木嘉一郎	封筒上書きのみ。中に文書なし		原 本	封 筒	1		78
----	--------	--------------------------	---	-----------------------------------	----------------	--	--------	--------	---	--	----